

31 静後広事第 102 号
平成 31 年 4 月 24 日

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費支給申請書提出の留意事項について（通知）

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係わる療養費支給申請書を提出する上での留意事項について、下記のとおり整理しましたので必ず御確認の上、申請書を提出するようお願いいたします。

記

申請書に関する留意事項

※申請要件を満たしていない場合は返戻対象となる場合があります。

1 不正請求への対応について

当広域連合では社会問題になっている療養費不正請求に対応するため、定期的に被保険者や同意医療機関に対する訪問等の調査を実施しております。

調査において悪質な不正行為が発覚した場合はそれまで支給した療養費の返還を請求し、以降5年間の代理受領を中止した上で報道機関に公表し、事案により刑事告訴いたします。

2 往療料の算定方法について

往療料の算定については、厚生労働省による療養費の支給の留意事項等にて、次のように示されておりますので、御承知おきください。

- (1) 同一家屋内で複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定するのではなく、一人分の往療料のみが算定できるとされており、最初から**按分して算定することはできません**。
- (2) 『同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できない。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではない』とされています。

これは、患者の求めに応じて往療を行なった後、その建物に居住する患者から、

急な求めがあり、治療上真に必要ながあって、再度同一の建物に赴いて施術した場合等を指し、あくまで施術師側の都合や患者側のやむを得ない事情に該当しない都合で、2回以上訪問した場合は、1人分の往療料しか算定できません。

3 変形徒手矯正術の算定方法について

変形徒手矯正術の施術料には、マッサージ相当の費用が含まれていると考えられるため、同一日、同一施術箇所にて変形徒手矯正術を行った肢については、マッサージの施術料を別に算定することができません。

変形徒手矯正術は関節可動域に制限を来す病状においてこの可動域を拡大する目的をもって行われる手技であることから、6大関節を対象とし1肢毎に支給とする事とされます。躯幹については変形徒手矯正術の支給対象ではないため、変形徒手矯正術の施術料は算定できません。なお、躯幹に対して別にマッサージの施術を行った場合は、マッサージの施術料を別に算定することは可能です。

4 受領委任制度開始時期及び療養費支給申請書様式について

当広域連合の受領委任制度開始時期については、現在、関係機関と調整中であり、未定です。

開始時期が決まり次第、改めてお知らせいたします。問い合わせは御遠慮ください。

療養費支給申請書の様式につきましては、現在の様式を引続き御使用ください。

なお、厚生労働省が提示する参考様式を使用すると、保険者番号・一部負担金・請求額・負担割合等が不足している場合があります。審査できないことがあります。**不足事項を摘要欄等に御記入いただいた上で**申請するようお願いいたします。

5 支給決定通知及び返戻通知について

支給決定通知及び返戻通知は通常、同封にて月末にお送りしておりますが、返戻通知の数によっては同封できないことがあります。その場合は月末に別送します。

郵便事情により到着が前後する場合がございますが、翌月の10日を過ぎても届かない場合のみ、お問い合わせください。

静岡県後期高齢者医療広域連合
第2医療給付室
TEL 054-270-5530